



・税理士法人
タックスサポート・イトカズ
那覇事務所 所長

糸数弘和

(いとかずひろかず)



新しい年が来る前にしておきたい税金の話

今年も残すところわずかになりましたが、年が変わると個人の確定申告や会社の3月期決算など、税金にまつわる季節になります。今から備えておきたいことを挙げてみました。

●年末調整で始まる所得税の手続き

年末に会社で行われることの一つに「年末調整」があります。この時期の相談に多いのは、この年末調整と3月の確定申告との関係です。どちらも所得税という個人に対して課される税金に関する手続きです。それぞれの手続き内容や目的などは別の読み物に任せて、ここでは注意したい点をいくつか挙げます。ひとつめは扶養控除の縮小です。民主党の目玉政策のひとつであった「子ども手当」や「高校授業料無償化」の支給に伴う税制改正で、小学生や高校生への扶養控除額が削減されました。学生のお子さんがいらっしゃる家庭では、税金が増えた感覚になるかもしれません。経営者側にとっても源泉税の徴収額が増えるので注意が必要です。また会社が従業員に対する住宅取得を目的にした貸付や、従業員の住宅ローンへの補助といったことへの課税特例が廃止になっています。今後はこうした支給は「給与」して取り扱われ、毎月の源泉税の対象となるので注意してください。会社に届く国税庁による「年末調整の手引き」の7ページには1000円あたりの税の使い道が掲載されています。これが全てではないかもしれませんが、一度ご覧いただければと思います。ちなみに一番多いのは「健康保険など」で311円、続いて「国債の償還や利息支払」で233円です。道路整備や国防といったあたりが50円台なので、いかに大きい負担になっているか一目瞭然です。

●知らぬ間の「贈与」

毎年確定申告の時期に多い相談が、「税務署から贈

与税がかかると言われたのですが…自分では税金がかからないと思っていたのでびっくりしました」というものです。親子や夫婦間、または親族との間で不動産やお金のやり取りをすることでこうした事態に陥ることがあります。特に沖縄では仏壇にまつわる話や門中財産の管理において、銀行や登記等の書類を個人名で手続きせざるを得ないことが多く見受けられます。こうした手続きをする、あるいはしなければならぬ場合、慌てるあるいは漠然と進めてしまうと最初の相談のようになってしまいます。ここで出てくる「贈与」は日頃なじみが無い言葉ですが、要は「あげた、もらった」ことです。そこで1年振り返ってこうした状況があったならば一度司法書士や税理士など、専門家に相談をしてみる必要があります。特に不動産などが関わっている場合、贈与税だけでなく不動産取得税などやり直しがきかない税金もありますので、慎重に進めることをお勧めします。さらに贈与税に関してよく相談のあるパターンを示します。

☆満期の定期預金を子ども名義でまとも金額(百万単位)のお金で口座を作った。

☆子どものいない親戚から一族に関わる不動産について名義変更をしてもらった。

☆知り合いの会社の株主になった。

●この時期にこそ事業承継を検討する

会社の経営者として検討の価値があるのが事業承継を目的とした株式の異動です。事業承継は60歳を過ぎてから考えるものとする傾向がありますが、実際に引退間際の承継でトラブルをよく見かけます。トラブルを回避するために早い時期から誰に事業を引き継いでもらえるかを考え、現実的にどのくらいの量の自社株を後継者に渡すことができるかを検討することをお勧めします。実際に渡す際に発生する税金は所得税(譲渡所得)や贈与税など確定申告で申告することになります。自社株の金額は税務署が提示する方法(財産評価通達)で評価をしますが、思っているよりも評価が高い場合があります。次にあげるような会社が意外と評価が大きく、一度に移動できずに人数などを分ける必要がある等の制約を受けることが多いです。

☆社歴がある程度長い(20年以上)会社

☆まとまった数の不動産を保有している会社
年度末に後で後悔しないコツとして以上の事を挙げてみました。一度検討してみてください。